

埼玉県北部地域で『空き家バンク』を行っています

埼玉県北部の6市町（熊谷市、本庄市、深谷市、神川町、上里町、寄居町）と連携して空き家バンク制度を行っています。



◎募集します

お持ちの空き家を売りたいかた、貸したいかたは、ぜひ登録をお願いします。

まずは、建設水道課 開発環境係までご連絡ください。

宅建業者などによる調査を行い、登録可能か判断します。

※登録された空き家は、埼玉県北部地域空き家バンクホームページなどで情報を公開しています。



ホームページ QRコード

問合せ＝建設水道課 開発環境係 ☎76-5134

『美里町空き地バンク』登録にご協力ください!!

空き地を売りたいかた、貸したいかたはぜひ一度ご相談を!

空き地（宅地、雑種地、農地）の有効活用により荒廃防止と町内への定住促進による地域活性化を図ることを目的として、空き地バンク制度を行っています。

◎募集します

空き地を売却・賃貸したいかた、空き地を利用・購入したいかたは、ぜひ登録をお願いします。また、町と協定を締結した宅建協会による空き地の活用相談も行っています。

まずは建設水道課 開発環境係へご相談ください。



ホームページ QRコード

問合せ＝建設水道課 開発環境係 ☎76-5134

美里町起業支援事業補助金

産業の振興および活性化を図るため、町内で起業する事業者に補助金を交付します。

◎補助金額・内容

補助限度額 50万円

- ・事業所開設に要する経費への補助（町内業者によるものに限る）
- ・事業所などの賃借に要する経費への補助
- ・事業所の雇用促進を目的とする経費への補助（事業実施に必要な人件費）

※事業着手前の申請が必要となります。

◎対象者

- ・代表者または1人以上の従業員が町内に住所を有するかた（法人にあっては、本店が町内に住所を有すること）
- ・町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがあるかた
- ・代表者が町内に住所を有していない場合は、町内に住所を有しているかたを新規で1年以上雇用する見込みがあるかた



ホームページ QRコード

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

美里町新幹線定期券購入補助

定住人口の増加を図るとともに、将来にわたって活力ある地域社会を実現するため、新幹線を利用して通勤する新たに転入したかたに、新幹線定期券購入費の一部を補助します。

◎補助金額

新幹線定期券の額から、普通定期券の額および新幹線にかかる通勤手当を差し引いた額の2分の1の額（月額2万円を上限）

◎補助金を受けられる期間

新幹線定期券の有効期間（申請年度の前年度は対象外）の初日から3年間

◎対象者

- ・美里町に平成30年4月1日から令和5年3月31日の間に転入（1年以内の再転入は除く）し、令和5年3月31日までに申請したかた
- ・転入時に40歳未満（同居する配偶者でも可）のかた
- ・継続して5年以上居住する意思があるかた
- ・住宅を取得（新築または購入）したかた
- ・世帯全員に、町税などの滞納がないかた

問合せ＝総合政策課 まち創生係 ☎76-1114

対象者に最大で50万円の奨励金（一部みさと元気チケット）を交付します

美里町定住促進奨励金制度

町に定住するために、新たに住宅を取得しようとする40歳以下のかたへ奨励金を交付します。町内転居または建替えをされるかたも対象になります。

奨励金の対象者と交付金額

■住宅取得奨励金

◎交付金額…最大20万円（うち、みさと元気チケット4万円分）

◎対象者

美里町内に住宅を取得し、町内に定住（転入または転居）したかたで、次の要件をすべて満たすかた

- ①定住促進奨励金の交付申請時に、申請者または配偶者の年齢が40歳以下のかた
- ②世帯全員に、町税などの滞納がないかた
- ③過去、定住促進奨励金の交付を受けていないかた など

※町内転居または転入前の市区町村に住居登録していた期間が3年未満のかたは、10万円となります。

交付額の加算措置

■子育て世帯加算

◎加算金額…10万円（うち、みさと元気チケット2万円分）

※町内転居または建替えのかたは対象になりません。

■土地取得加算

◎加算金額…最大20万円（うち、みさと元気チケット4万円分）

※町内転居または転入前の市区町村に住居登録していた期間が3年未満のかたは、10万円となります。

交付要件・申請方法など

交付要件・申請方法など、詳細は町ホームページをご覧ください。

交付申請の手続きは、転入・転居日から6か月以内に行ってください。



ホームページ QRコード

問合せ＝建設水道課 開発環境係 ☎76-5134

結婚新生活支援事業

美里町内で結婚生活をスタートする新婚世帯に、住居費や引越費用などの費用の一部を助成します。

◎対象者

令和2年3月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦で、次の要件を全て満たす世帯

- 前年（4月または5月の申請は前々年）の夫婦の合計所得が340万円未満
- ※夫婦の双方または一方が申請時において無職の場合、離職したかたについては所得なしとして算出します。
- 補助金の交付申請時に夫婦ともに34歳以下
- 対象となる住居の住所へ夫婦のいずれもが転入届または転居届を提出し、受理されているかた
- 夫婦のいずれもが町税などを滞納していないかた
- 補助金の交付から3年以上美里町に居住する意思があるかた
- 他の公的補助による家賃補助を受けていないかた

◎補助金額

1世帯あたり30万円（上限）

◎対象経費

- 令和2年3月1日以降に結婚を機に生じた費用
- 新たに美里町内の住宅を取得した際の費用
- 新たに美里町内の住宅物件を賃貸する際に要した費用で、賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料
- 婚姻に伴う引越しに要した経費

◎交付申請について

補助金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。



ホームページ QRコード

問合せ＝住民福祉課 戸籍福祉係 ☎76-5132